

予算決算委員会会議録

1. 開催年月日

平成28年12月12日 開会11時38分 閉会 13時43分

2. 開催場所

全員協議会室

3. 出席委員名

藤原清和	大滝文則	西村慎次郎	河合謙治
荒木謙二	柳井一徳	惣台己吉	三宅文雄
坊野公治	藤原浩司	簀戸利昭	西田久志
三輪順治	大鳴二郎	宮地俊則	佐藤豊
井口勇	森下金三	森本典夫	

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 議長 上野安是

(2) 説明員

副市長	三宅生一	総務部長	佐藤文則
市民生活部長	北村宗則	健康福祉部長	山田正人
建設経済部長	三宅道雄	水道部長	妹尾福登
総務部次長	渡辺聡司	市民生活部次長	北村容子
健康福祉部次長	猪原忠教	建設経済部次長	橋本良啓
水道部次長	谷本悦久	市民生活部参与	藤井護
建設経済部参与	武田吉弘	財政課長	佐藤和也
環境課長	柚野裕正	介護保険課長	川上邦和
教育長	片山正樹	教育次長	大舌勲
生涯学習課長	唐木英規	図書館長	小出堅治

(3) 事務局職員

事務局長 川田純士 事務局次長 岡田光雄

6. 傍聴者

(1) 一般 0名

(2) 報道 0名

7. 発言の概要

委員長（藤原清和君） それでは、本会議に引き続きまして、ご苦労さまでございます。

ただいまから予算決算委員会を開会いたします。

初めに、副市長のごあいさつをお願いします。

副市長（三宅生一君） 皆さんに、改めましておはようございます。

寒さが厳しさを増す中にありまして、冬のビッグイベントと申しますか、昨日、井原新体操フェスティバルが井原体育館で開催されました。そういう中において、青森大学の新体操部を招待選手などにお招きしまして、リオデジャネイロオリンピックの閉会式を飾るパフォーマンス、世界のトップレベルの新体操を目の当たりにし、本当に感激と申しますか感動を覚えたところであります。

また、本市の井原高校の新体操部においてもインターハイで優勝する、そういった演技が、市内外から多くの方をお迎えし開催ができましたことを本当にありがたく思っているところであります。

そうした中、本日は議案審議に続きまして予算決算委員会を開催いただきました。皆様方には何かとご多用の中お繰り合わせをいただいておりますこと、改めまして厚くお礼を申し上げます。

この委員会に付託されております案件であります。一般会計を初めとした4本の会計の補正予算であります。皆様方には十分に審議をいただきながら、適切にご決定を賜りたいというふうに思っております。どうぞよろしく申し上げます。

〈議長あいさつ〉

〈議案第63号 平成28年度井原市一般会計補正予算（第3号）〉

〈歳入全般〉

〈なし〉

〈歳出第15款 総務費〉

委員（佐藤 豊君） 先ほどの説明で、防犯カメラの設置業務委託料ということで、公共施設6カ所という説明がありましたが、場所はどこになるんでしょうか、お知らせ願いたいというふうに思います。

市民生活部参与（藤井 護君） 公共施設の場所ですけども、ドラゴンハウス、それから児童会館において井原、木之子、高屋、芳井の4児童会館、それからリフレッシュ公園の静のゾーン、出雲池の上の公園でございます。以上、6カ所でございます。

委員（佐藤 豊君） その次です。安全安心地域活動支援補助金で、防犯カメラ32団体69基の設置という予算を組まれて……、失礼しました、59基。これに対しては、各地域から要望というのはどういう形で受けての予算化になったんでしょうか、お話しください。

市民生活部参与（藤井 護君） この防犯カメラの設置補助金ですけども、県補助金の設置が本年度でもう終了ということに当たりまして、市内における各自治会、連合会、そういったところへ防犯カメラの設置希望を8月に調査をいたしました。それを集計してまとめたものが、先ほど申しました32団体59基ということでございます。

以上でございます。

委員（佐藤 豊君） 今年度でもう終わりということですか、県の補助金とかというのは。

市民生活部参与（藤井 護君） 県のほうからそう聞いております。

委員（佐藤 豊君） 市のほうから、県のほうにまだまだ足りない、また地域要望があるんですけれども、予算補正していただけないでしょうかといったことはもう言えない、言わない、どういうふうな姿勢でしょうか。

市民生活部参与（藤井 護君） そのことも含めまして、先ほど申しました8月に各自治連合会、それから自治会、そういったところへ本年度で県のほうが予算を打ち切るということの案内をし、設置希望の方はぜひこの機会に設置してくださいということでのアンケート調査をとっております。その結果、先ほど申しました59基の申請があったということでございます。失礼しました。県への要望でございますが、もちろん県への強い要望はいたしましたけども、県のほうも3年が一応切りということで、ぜひこの機会に市民の要望をとって補正をしてくださいということでございました。

委員（佐藤 豊君） 補正の話ですから今後のあれで。市としては、今後そういった地域住民の皆さんの声に応えようというお考えはあるのでしょうか。最後にそれだけお聞かせください。

市民生活部参与（藤井 護君） 担当課としましては、暮らしの安心・安全の補助金もございまして。そうしたところも整備を検討している状況でございます。

委員（三輪順治君） ハード的な整備は、これ見て大体集約はできるとは思います。

井原市のほうも現在6カ所設置業務の委託ということですから、多分1カ所割る30万円ですから、ハードウェアの取り付けであろうというふうに思います。それから、地域の場合

も59基ですから、割り戻しすれば大体1基当たり30万円で計算されてると思いますが。

問題なのは、私は防犯カメラの構造に詳しくありませんが、メモリーカードが恐らく内蔵されたもんだと思います。通常のモニター体制、監視体制は、多分モニターがなくて、いざ何かあったときにSDカードを抜き出してモニターで見る。あるいは、いろんな地域の安全・安心にかかわることで、必要であれば担当者が見ていくと。担当の課の方が見ていくと。ここらあたりの運用を定めた監視カメラの設置要綱とかというものは、井原市のほう、それからあと各種団体が今回は32団体がありますけれども、統一的な、いわゆる監視社会や、これはある意味で必要悪でありますけれども、否定はしませんけれども、極端に言うと駅前、児童会館あたりは全て管理対象になっておるわけでございます。そこらあたりのプライバシー保護とかあるいは監視体制の問題、あるいは装置の問題、パソコンといいますか、要するにSDカードをどこで見るか、そういう問題についての井原市の取り組みとそれから各種団体の取り組みの概況についてお知らせをお願いしたいと思います。

市民生活部参与（藤井 護君） この補助金要綱についてですけども、SDカード、それからモニター、保存については規定をしておりません。プライバシー保護ということもありまして、設置には一応警察のほうにももちろん許可をいただいて、設置する箇所につきましてはご意見をいただいてオーケーをもらって県に申請しているという状況であります。映ったものの利用といいますか、管理ですけども、現在も時々井原警察署のほうが巡回に回られて、そのときに防犯カメラの映像を確認されている状況ではございます。したがって、今回の委託料、それから補助金につきましても、SDカード等、そういった映像の管理につきましては、それぞれの団体をお願いしているという状況であります。

委員（三輪順治君） その点が、怖いというか不安だと思うんです。市内の各種団体32団体、井原市のほうは、基本的には条例によってそれぞれ適正管理をされて適正な運用をされるというふうに当然想定されますけれども、各種団体についての縛りといいますか、そういった運用の監視、監督、これは今のお話ではちょっとお聞きすることができなかつたんですが、地域任せで、例えばイメージ的に話してほしいんですが、SDカードを入れたら映る画面がどこにあって誰が見て、あるいは警察事案があれば警察と連携するんですが、少し具体的にわかりやすくご説明願えませんでしょうか。

市民生活部参与（藤井 護君） ちょっと時間をいただきたいと思います、済いません。

市民生活部長（北村宗則君） 各地域の運用についてのお尋ねでございまして、基本的には先ほど答弁したように、運用についてはご地元にお任せしてということでございますけれども、この補助金の活用にあたって、各地域での運用について検討いただいて整理したものをいただいていたというふうに思っております。そういった中で、具体、SDカードを誰

がどのように、ここまでは市のほうでは把握できておりませんが、当然先ほどありましたプライバシー保護の観点、その点にも留意した取り扱いというのは、この交付金を活用いただく際に制限をかけてあるというふうに認識しております。

委員（三輪順治君） 疑問が疑問をまた呼ぶんですが、制限をかけるというのはどういう意味で言われとんですか。要するに、SDカードの寿命もようわかりませんし、それから関連していうと維持費が、当然電気代も含めてカードを切りかえていかないけない。いつまでも再利用できませんので、そこらあたりの経緯、これを全部地元がこれから先、100基あろうが200基あろうが全て地元で井原市としては負担をさせるのが基本という考えでいいんでしょうか。あわせてお伺いします。

市民生活部参与（藤井 護君） ハード面の補助でございますので、あとの電気料、そういった運営管理については、それぞれ地元をお願いしているところでございます。

委員（三輪順治君） 最初のお答えは今、準備できませんですか、まだ。質問に対する答えは。

市民生活部参与（藤井 護君） 済いません、もう少しお待ちください。要綱等ちょっと持ってまいります。

委員（三輪順治君） この時間お借りして、これは皆さんもいろんな社会事件で、防犯カメラの果たす役割というのは非常に大きな役割を果たしてまして、確かに警察等の犯罪捜査あるいは特定事案の解析等に非常に威力を発揮しておりますが、裏腹に、いい面もあればもろ刃のやいばで皆さんの顔がずっとこれに映るわけです。私は、そこにおけるいわゆるプライバシーの確保というのは、ある程度厳密のもとでやらんといけませんので、地元で任せてるだけでは非常にもとない、というか役所の場合は公的団体で管理の手法なんかきちっとされてますから、基本的には信用していく、かつお願いしてやっていく。ところが、民間の場合は、例えばどこに端末が置いてあって誰が見てというのがわからないし、どこという場所も、もちろん責任者かわれば変わる可能性もあるんで、じゃあ公民館置いとくんとか、何か一定のルールをつくってあげたほうが皆さん市民の方が安心してご通行にもなれるし、安心できる。犯罪が起り得る状況としても、実はあのモニターがなければ起りようときはわからなくて、3日後とか1日後とか何時間後にSDカードを差し込んで見ると、こういう状況ですから、ちょっとイメージ的に防犯カメラの抑止力は非常にいいんですけど運用がよく見えないので、このお金を出せばすぐ多分地元は設置にかかります。それで、運用に入っていきます。その運用が32団体ということになりゃあ32団体のどういう組織体なんか。少なくとも我々は国のお金、県のお金や市のお金を出してハードを整備するわけですから、その情報管理の基本については当然ここで議論しとくべきだろうというふうに思ってお

りますので、質問しとりますので、その点をご理解していただいた上でご答弁のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

市民生活部参与（藤井 護君） 防犯カメラの管理運用規定ということでございますけども、申請時におきまして、それぞれの自治会あるいは自治公民館、そういった団体に申請をしていただいております。その場合に防犯カメラの管理運用規定というものもあわせてつくっていただいております。というのは、どこに設置する、それから管理責任者は誰なのか、それから設置する場所はどこに設置して画像の処理はどこに保管するのか、そういったことも含めた規定をそれぞれのもちろんマニュアルがありまして、それを各地区の地域の団体の代表者の方にお渡ししまして、それに記載をしていただいて、それを井原警察署のほうに添付して警察署の許可をもらって申請をオーケーということになっております。したがいまして、それぞれの地域で、先ほど言いましたように、管理運用規定をつくっていただいて、そういった管理責任者を定めているという状況であります。

委員（三輪順治君） ざっとわかつたんですが、一番のポイントは取り込まれた画像を見るときに、どういう形で見て、それをどういふように活用をするかということ。結局、通常の時間帯もカメラは回つとるんか、夜センサーがついとんかようわかりませんが、機能はわかりませんが、24時間体制で見るといふことを前提とすれば、当然安心・安全では非常にいいわけ。問題は映つたものを、警察の許可とおっしゃつたんでちょっとひつかかるんですが、警察の許可が要るようなところに置くのであれば、むしろ国のあるいは県の仕事としてそれはやるべきであつて、自治会の仕事ではないといふような気もしますし、しかし地域が協力しなきゃできんことだから、これは地域が協力してやろう。問題は、その画像の処理、画像の管理です。その監督権はどこにあるのか。井原市が監督権があるんか県が持つとんか、そこらあたりが、じゃあ画像が消えたときの責任はどこにあるのか、間違つて消す。犯罪捜査上で非常に支障が出るとか、いろいろなことがわからないんです。だから、予算そのものは僕は別に否定するもんじゃないんですが、運用面が少しよくわかりにくいので、でも委員長、これは後でもいいですから、運用面がわかるような資料を各議員にお出しいただいて、地元対策を含めてこれからの防犯カメラの活用のあり方について共通認識をしていきたいと思ひますが、お取り計らいのほどをよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

委員長（藤原清和君） 今、三輪順治委員のほうからそういう要望が出たんでございますけど、皆さんどういたしましょうか。

委員（佐藤 豊君） 資料提出もあつてもいいとは思ひんですけど、もう少しわかりやすい説明をしていただければそれで済むんじゃないかといふふうに私は思ひますが。

委員（宮地俊則君） 先ほどの部長の説明、参与の説明も含めてですけども、統一したマ

マニュアルじゃなくて、それぞれの団体に運用規定をつくっていただくというような表現であったと思うんですが、そうすると各団体がまちまちなのかなという気もいたします。市で統一したものがあれば、それは見せていただきたいなというふうに思います。

市民生活部参与（藤井 護君） 防犯カメラの管理、運用ですけども、先ほど申しましたことを言い直しますと、防犯カメラの管理、運用規定が、岡山県が規定しております運用規定がございまして、これはいわゆるマニュアルでございまして、そこには設置目的でありますとか設置場所、それから管理者責任、画像等の保管場所、そういった規定で定められた要旨でございまして、それに各自治会、それから各防犯組織によりまして、そういった各地域で設置場所でありますとか管理責任者、そういったものを定めていただくということになっております。

それから、画像等の保管ですけども、それぞれ各地域で適切な媒体を保管する保管庫、施設して保管するといったような規定もございまして。

以上でございます。

委員（三輪順治君） ありがとうございます。

そこに書いてあるとおりでしょうから、後で私がまた資料を、もしいただければもらいに行きます。

一番肝要なのは、ハードを設置して、そういった抑止力に役立てることは本当に否定しない、いいことなんです、問題は管理手法と監督体制です。その要綱なんかどこまで書いたらかわかりませんが、お任せすることは非常に信頼関係のもとでの基本だと思います。やはりあそれでいいんですが、やはりこれから今基数が発表されましたけども、監視カメラの台数や管理、そしてまた更新の時期もあります。寿命は何年かわかりませんが、いろんなことがありますので、方向的には妥当性はあるとは思いますが、個々の運用において市のほうも当然今の32団体、責任者の方々と常々情報交換しながら、あるいは警察とのやりとりも含めながら管理に万全を期していただきたい、このことを要望としてお願いしたいと思っております。

委員（森本典夫君） 今の件にかかわってですが、申請書はどこへ出すのか。それから、最終的にはオーケーを出すのはどこなのか。まずそこをお尋ねしたいと思います。

市民生活部参与（藤井 護君） まず、申請書のほうは協働推進課のほうへ、市のほうへ出していただきます。それで、井原警察署の意見書をいただきまして、それを県のほうへ申請をいたします。県の許可がおりまして補助金交付の決定がなされるという段取りになっております。

以上です。

委員（森本典夫君） 市へ出して、市が警察のほうへ、こういう地域からこういう内容で設置をしたいというような申請書が出ましたという形で、警察署が現地を見て、それで意見書として上げて、その意見書がオーケーという意見の内容であればそれを県に上げて、県が最終的にはオーケーを出すということによろしいでしょうか。

市民生活部参与（藤井 護君） そのとおりです。

委員（森本典夫君） 一番最初のうちに説明がありましたように、どういう形だったんかわかりませんが、警察官が見るとかというような話がちょろっと答弁の中で出てきましたが、そういうことはどういうことでしょうか。

市民生活部参与（藤井 護君） この防犯カメラの管理要綱にはうたってはあるんですけども、画像等の利用提供という中に、捜査上といいますか、そういった機関から、捜査機関のほうから情報を求められた場合は提供するということがありますので、そういった警察機関が防犯カメラの状況を確認したいということが、情報提供がありますれば設置責任者のほうが提供しているという状況であります。

委員（森本典夫君） 一番最初の説明は、そういう意味の説明だったんでしょうか。

市民生活部参与（藤井 護君） 濟いません、言葉足らずで。警察のほうは巡回と言いましたけども、情報提供を要求された場合ということになっております。

委員（森本典夫君） 最初の説明ですと、警察官が勝手に見に行けて、見させてもらえるのかなというふうに思いましたが、要綱ですと見る人も限定されているわけで、管理も先ほど言われましたようにちゃんと誰でもが扱えるような、誰でもがさわれるようなことでなくて、ちゃんとしたところへしまいなさいとなっているわけで、そういう意味では見る人は限定されてると、それ以外の人は地域の人だっただけで見れないというふうになってると思います。

それから、警察官については、先ほどの捜査上必要があるときに限ってということですので、何か軽々とそういうふうな発言をされると聞いているほうは大変疑問を感じますので、そういう意味では厳格な発言をしていただきたいというふうに思います。

それから、それぞれ、今回ですと32団体、59基ということで、32団体が申請をされるわけで、補正も組まれているわけですが、そういう意味では管理する場所などについては、ここへ設置しますというような申請書が出た場合、市としてはどういうふうなチェックをするのか。あと、警察のほうにお任せするのか、市としてはどういうふうにするのか、そのあたり。木之子のことでいいますと、何カ所か申請をして設置もされていて、まだ電気は通ってないようでありますけれども、その管理場所等々についてのチェックは市としてもするのか、警察署だけに任せているのか、そのあたりはどうなってますか。

市民生活部参与（藤井 護君） もちろん市としても防犯上ここは必要だということの確

認は、現地確認はさせていただいております。

以上です。

委員（森本典夫君） 僕が言っているのは、防犯上どうかということではなくて、先ほど来出てますように、プライバシーの問題もあることですし、そういう意味では管理をする場所について市としてもどこへどういうふうに管理をするのかということは確認をして、警察のほうへ連絡をして見てもらうというふうにするのか、そのあたりは厳密にいかれなければいけないと思いますが、どういうふうにやられておりますか。

市民生活部参与（藤井 護君） 保管管理場所ですけども、それぞれの地域で、例えば公民館でありますとか、そういった公共施設あるいはそれぞれの地域の設置場所がありますけども、中でも保管に関しては施錠ができるような保管庫にしまってくださいという指導はしております。

以上です。

委員（森本典夫君） しまってくださいでなくて、ここへしましますというて施錠があるのまで確認をして、警察署へ意見を上げてくださいというような形でそちらへ回すのか、そこらあたりはどうなってるんですか。施錠をしてくださいということだけでいくのか、施錠をするのを、ここで施錠しますという形で、そういうセットも市が確認して、当然警察のほうへ回すということにしなければならないというふうに思うんですが、そこは厳密にいつてるんですか、いつてないんですか。

市民生活部参与（藤井 護君） 保管に要する保管庫の施錠をしているかしてないかというところにつきましては、要綱の中にそういった施錠のできる保管庫に保管するということがございますので、それぞれの保管場所まで行って鍵がしてあるかどうかというところまでの確認は、現在のところ、しておりません。

委員（森本典夫君） それをしなければいけないんです。申請時にということまで、間に合わなったらそれは仕方がないとしても、今まで設置したところが何カ所か市内にありますけど、そこらについてはちゃんと確認して、ああええように管理してるなということが全て確認できてるんですか。今の話では何か頼りない感じですがどうですか。

市民生活部参与（藤井 護君） 保管場所の施錠については、一々そこまでの確認はできておりません。当然のことながら、運営規定の中に保管場所へ施錠して保管するということが明記してありますので、どこどこの地域はどこどこの公民館の保管庫へ施錠して保管するということが明記してありますので、それをもって一応確認ということにさせていただいております。

委員（森本典夫君） それは大変まずいなというふうに思います。一応、県から許可が出

て設置しました。その後に市としてはそれぞれの申請が出されたところについては、今までもやられてないということではありますが、今後も、言ってみれば32カ所もそういう場所があるわけで、そういう意味ではそこをかつちりしないと、何がどんなことが起きるかわからないというような状況にありますので、そういう意味ではそこらあたりはかつちりして、おお、これなら外へ漏れることもないなというようなことを確認しないと、住民の税金を納めてつくるわけですから、そういう意味では市民に、住民に不安を与えないような状況をつくっておかなければ、申請の後、書面でそういうふうなことをしなさいと言うとるからしてくれてるじゃろうという今の話ですから。それは全くまずいというふうに思うんですが、副市長どうですか、その点。

副市長（三宅生一君） 防犯カメラにつきましては、その用途はご承知のとおりだと思いますが、今言われておりますのは副次的なもので、この管理がどうあるべきかというお話だなというふうに思っております。おっしゃるように、申請があつて、どこどこがどう管理するか、こういうものについては県の示しているものもございますので、それにのっとり現場を確認し適切な管理を行うよう指導をしていきたい。そのためには職員も厳重な管理を求めていく。それからそれがなされているかどうか、これを確認していきたいというふうに思います。

委員（森本典夫君） 申請をして県から、言ってみれば許可がおりたというふうになつて、設置をするということで設置された届けは、完了届というんですか、設置完了届というのは各地区から出されるようになるのでしょうか。

市民生活部参与（藤井 護君） 工事が終わって設置が完了しますと完了届が出てきます。各地区から出てきております。

委員（森本典夫君） その時点で、大変ですが、今副市長言われたように、ちゃんとそこらあたりを市としてチェックをしていくとすることをしなければ大変まずいなというふうに思うんで、そういう意味ではそこを100%規定に定められているとおりにやられているかどうか、設置の状況です。あとの管理運営については、それも規約上どおりいかなければならないわけですが、まず設置についてはそこらあたりで完了届が出た時点で、大変でも市の職員が行って、責任者と一緒にそのあたりを確認することによって住民が安心するということにもなるわけで、いざ問題が起きた場合にええようにチェックしとりませんでしたと言うたんじゃ大変まずいというふうに思うんで、そこらあたり徹底して完了届が出た後は、誰々がいついつ行ってチェックしたというのが文書で残るような形で運営をしていくということにしていきたいと思うんですが、その点どうでしょうか。

市民生活部参与（藤井 護君） 完了届が出た時点で現場確認をすると同時に、設置場所

につきましても確認するように努力したいと思います。

委員（森本典夫君） 問題があってはけませんので、それも文書でちゃんと残していただけますでしょうか。

市民生活部参与（藤井 護君） 確認をして、それを残すようにします。

委員（森本典夫君） よろしくお願ひしたいと思います。厳密に 부탁드립니다。

終わります。

委員（柳井一徳君） 防犯カメラ設置業務委託料の公共施設は6カ所ということをお先ほどお答えいただきました。児童会館4カ所と、ドラゴンハウス、リフレッシュ公園ですかね。今後の公共施設への予定というのは今のところあるのでしょうか。

市民生活部参与（藤井 護君） 現在のところ、今6カ所用意しております。これも、いろいろな公共施設の中で、警察署のほうへも一応指導を仰ぎながらこの6カ所に設置させていただいております。ほかの公共施設につきましても、今のところ考えてはおりませんが、防犯の都合上、計画的にすべきところは検討していきたいというふうに思います。

委員（柳井一徳君） っていうことは、この6カ所っていうのが、今回が初めての取り組みということで理解すればいいんですか。過去、どこか公共施設へ設置したのはいないんですか。

市民生活部参与（藤井 護君） たしか、初めての箇所ではないと記憶しておるんですが、井原駅のあたりにも防犯カメラを設置していると思います。

委員（柳井一徳君） 安全・安心という意味合いでも、公共施設は結構市民の方の利用頻度の高いところはどんどん検討していただかなきゃいかんのかなという。

ただ、先ほど安全・安心の地域活動支援補助金というのは、県がもう今年度で終了っていうことですよ、この補助金に関しては。委託料の180万円、今回補正に組まれてますけども、これは2分の1が県充当金ということですよ。これは、来年度もしそういう計画があれば、充当金というのは県からはまたもらえるんですか、出るんですか。

市民生活部参与（藤井 護君） 先ほども申し上げましたけども、県の補助金は一応3年でもってなくなるというふうに聞いております。

委員（柳井一徳君） それじゃあこの補助金っていうのは一緒なんですね。防犯カメラに対して全てを含むということですね。とすれば、もう来年度からもし設置をしていくという方向性になれば、市の持ち出しということになるわけですね。

市民生活部参与（藤井 護君） そういうことであります。

委員（柳井一徳君） 十分検討していただいて、必要性のあるところは設置をお願いしたいというふうに思います。

以上、終わります。

〈なし〉

〈第20款 民生費〉

委員（森本典夫君） 25、26ページの19です。

介護ロボット導入事業費補助金というようなことで、4法人、5事業所ということですが、この内容について詳しくお聞かせいただきたいと思います。

介護保険課長（川上邦和君） 4法人、5事業所に介護ロボットを補助するものでございますが、対象の施設としましては、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護療養型医療施設、あとは通所介護事業所に対しまして、導入する介護ロボットについて補助するものでございます。

内容といたしましては、ロボット技術を活用して、従来の機械ではできなかった優位性を発揮するロボットであることということは決められておりまして、例えばでございますが、ベッドから車椅子への移乗行為を支援するもの、また外出するのに移動支援をするロボット、また居室等でベッドでの生活、居室内の生活状況を見守りするロボット等の導入ということでございます。これを導入いたしまして、例えば移乗介護ですと、ベッドから車椅子への移乗、それを介護従事者の方がするわけでございますが、持ち上げて移乗しますので腰の負担等がございます。そういったものをこの介護ロボットを使って負担軽減を図っていくと。こういったことによりまして、仕事がしやすくなって介護従事者の軽減を図ることを目的とした介護ロボットということでございまして、それを導入する事業所に対して、10分の10で補助をいたすということでございます。

以上でございます。

委員（森本典夫君） 中身はよくわかりました。介護ロボットそのものはどのぐらいの大きさのものなんでしょうか。

介護保険課長（川上邦和君） 先ほど申しました、移乗介護を支援するロボットでございますと、リュックサックのような機械程度と想像いただければいいんですが、そういったものを体に装着をするというようなイメージで考えていただければというふうに思いますし、見守り支援の、居室での生活を見守りするものっていうのは、センサーを使ったものでございます。見た目はエアコンを天井付近に設置しているというふうなイメージを想像していただければというふうに思います。

委員（森本典夫君）　　そういうふうになりますと、5, 435万円のうち移動するのに使うロボット、それから見守り支援をするロボットについては、それぞれ何基というんですか、何台というんですか、どういうふうな内訳になりますか。

介護保険課長（川上邦和君）　　移動を支援するものにつきましては、3台導入をされるということでございます。それから、移乗支援をするものにつきましては、全部で4台の導入でございます。それから、居室等での見守り支援につきましては、2台の導入が予定をされております。

以上でございます。

〈なし〉

〈第25款 衛生費〉

〈なし〉

〈第35款 農林水産業費〉

委員（大滝文則君）　　1件済いません、確認をさせてください。

中山間地域、32ページですけども、中山間地域直接支払交付金、県主地区での予算ということですけども。今5年継続事業ですけども、これは途中で新加入ということによろしいでしょうか。

建設経済部次長（橋本良啓君）　　新加入というのではなくて、当初予算時に申請がありまして、予算時にしていたものが今回実績が上がりましたので、それで測量等をしまして面積等の変更があつて補正をしたものです。

以上です。

委員（大滝文則君）　　今まであつた地区に、要するに拡大した地域の予算ということで認識すればいいんですか。

建設経済部次長（橋本良啓君）　　はい。拡大したところもありますし、縮小といいますか、当初予定に入られてたのが縮小になったところもありますが、全体的に拡大になったために増額補正をしたものです。

以上です。

委員（大滝文則君）　　ということは、今後ほかの地区においても追加及び削除について

は、申請すればお願いできるということでしょうか。

建設経済部次長（橋本良啓君） もう作付等、管理等をされておりますので、今年度はこれで最終となります。

以上です。

委員（大滝文則君） 来年度以降の話でございますけども、申請すれば追加及び削除についてはお願いできるということでしょうか。

建設経済部次長（橋本良啓君） はい、そのとおりでございます。

〈なし〉

〈第45款 土木費〉

〈なし〉

〈第50款 消防費〉

〈なし〉

〈第55款 教育費〉

委員（佐藤 豊君） 教育費の小学校費で、各5校に空調ということですけど、各校何基ずつの設置になるんですか。

教育次長（大舌 勲君） 基数はここで把握できませんが、教室数で申し上げますと124教室となります。

各学校ずつですか。

委員（佐藤 豊君） はい。

教育次長（大舌 勲君） 濟いませぬ。それじゃあ、野上小学校ですが12教室、井原小学校35教室、出部小学校27教室、芳井小学校22教室、美星小学校28教室、合わせまして124教室でございます。

委員（三宅文雄君） 議案説明のときに、井原中学校の校舎建設事業費ということで、継続費として平成28年から平成32年までの事業費が32億6,500万円と言われましたけれども、その、例えばプールとか特別教室とか普通教室等々、それぞれの内訳について

ご説明いただけますか。

教育次長（大舌 勲君） 工事費の内訳ということでございますが、工期、工程の概略を紹介させていただきます。

まず、今年度、今予算を組んでいただきましたこの予算は、実質29年度執行となりまして、29年度から工事が始まります。これにつきましては、南校舎の解体と、それから解体後に特別教室棟の建設を始めます。これは仮設、それから基礎、附帯工事、骨組みまでを29年度、それから30年度におきましては、特別教室棟が完成し、外部、内部仕上げを行います。それから、本館の部分を解体いたしまして、解体後に普通教室棟の建設にかかります。31年度では、その普通教室棟の建設、完成までを予定しております。32年度では、中校舎、北校舎、プールなどを解体しまして、それぞれプールとか部室、そういった外構工事も含めて最終の仕上げを行うという予定でございます。

委員（森本典夫君） 小学校の空調ですが、124教室ということで、それぞれ5つの学校の数字を言っていただきましたが、教室が大きいので2基つけるというのはこの中にあるんでしょうか。

教育次長（大舌 勲君） 基数につきましては、今持っておりませんので、また後ほど答えさせていただきます。

委員（森本典夫君） 124教室はわかるということですが、何基というのがわからんというのは不思議ですので、調べたらわかるんでしょうから、また教えていただきたいと思います。

幼稚園費の中で、今回3歳児を受け入れるということで、3園今までやられてなかったところが新たに3歳児を受け入れるということで、来年度からということで、一般質問の中でも私言いました前倒しでやったらどうかというようなことで提言いたしましたら、今回一応前倒しでということになりました。それで、これだけの予算でどこの園に何にどのぐらい使うのか等をお聞かせいただきたいのと、3歳児を受け入れることについては、それぞれの園でどういうふうな体制を組まれるのか。プラスになる、人員もプラスになったりするんでしょうが、教室数の問題とか、複合の問題とかいろいろあるんで、それぞれの園について詳しくお聞かせいただきたいと思います。

教育次長（大舌 勲君） まず、それぞれの園の体制のほうからお答えいたしますが、このたびこういうことで、予算を上げておりますので、これで通りますと12月でございますけれども募集をかけることとなります。募集後、就園希望者が出ました段階で人員配置等を確定してまいりますので、ちょっと現段階でどういった体制になるかということは申し上げられない状況でございます。

続きまして、各園でございますが、具体的には需要費の消耗品と備品購入費につきましては、遊びの道具、遊具が主なものでございまして、営繕工事はトイレ改修でございます。それぞれを申し上げますと、まず営繕工事でございますが、これはトイレの改修、高屋で45万円、木之子91万円を予定しております。

それから、需用費でございますが、高屋で消耗品ですが、7万円、木之子で9万円、西江原で7万円、それから備品でございますが、高屋で50万円、木之子で65万円、西江原で69万円を予定しております。

委員（森本典夫君） 募集をかけて、その応募の状況によって体制を考えるということありますけれども、そういう意味では結構間に合うのかなという心配があるんですが、大丈夫でしょうか。

それから、それぞれの園の、ほかのところはちょっとよくわかりませんが、木之子ですと教室がなかなかなくて複式みたいな形の体制にしなければならないのではないかと思います。そのあたり教室の配分というんですか、分け方についてはどういうふうに、それぞれの3園はどうなりますか。

教育次長（大舌 勲君） 教室につきましても、もう現在ある施設を使用していくということでございます。人数によりまして複式になる場合と、またそれぞれの3歳児だけで使うということになる場合もございますが、先ほど申しましたように、今のある施設で有効に活用することとなります。体制につきましては募集をかけた後のこととなりますが、ここにつきましてはしっかり今までもやってきておりますので、この3園につきましてもしっかりした体制でやりたいと考えております。

委員（森本典夫君） よくわかりました。募集をかけて締め切りはいつになりますか。

教育次長（大舌 勲君） 1月末でございます。

〈なし〉

〈歳入歳出全般〉

〈なし〉

〈第2条 継続費〉

〈なし〉

〈第3条 繰越明許費〉

〈なし〉

〈第4条 地方債補正〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第64号 平成28年度井原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第65号 平成28年度井原市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第66号 平成28年度井原市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

委員長（藤原清和君） 以上で議案の審査は終了いたしました。

なお、委員会の報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

委員長（藤原清和君） 閉会に当たり、執行部で何がございましたらお願いいたします。

副市長（三宅生一君） 終わりに当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

委員の皆様方には、長時間にわたりまして終始熱心にご議論をいただきました。本当にありがとうございます。なおかつ、適切なお決定を賜りましたことを改めまして厚くお礼を申し上げたいと思います。今後とも皆様方からいただいたご意見あるいはご提言を踏まえながら、確かな行政を推進していきたいというふうに思っております。本日はどうもありがとうございました。

〈議長あいさつ〉

委員長（藤原清和君） 以上で予算決算委員会を閉会いたします。皆さん、ご苦勞さまでございました。